

## パブリックコメントによる意見募集結果について

- 1 募集期間 平成 26 年 9 月 25 日（木）から 10 月 24 日（金）まで
- 2 人 数 10 名（区内在住 9 名、区内団体 1 名）
- 3 提出方法の内訳 FAX 4 名  
 郵送 1 名  
 Eメール 5 名
- 4 章別の意見内訳

	項 目	件数	
本 編	第1章 基本計画の改定について	3件	
	第2章 23区の概況とごみ処理の現状	件	
	第3章 前基本計画の達成状況と課題	1件	
	第4章 本基本計画の目標と施策の体系	1 効率的で安定した中間処理体制の確保	6件
		2 環境負荷の低減	件
		3 地球温暖化防止対策の推進	件
		4 最終処分場の延命化	2件
		5 災害対策の強化	件
	第5章 ごみ量予測	5件	
	第6章 施設整備計画	1 清掃工場の施設整備計画	11件
		2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画	1件
		3 灰溶融処理施設の休止	2件
		4 施設整備に伴う事業費試算	1件
	第7章 最終処分場の延命化	2件	
第8章 生活排水処理基本計画	件		
その他		13件	
	意見数合計	47件	

- 5 意見詳細 別紙のとおり

## 一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
1		<p>基本計画の性格について（p・2）</p> <p>「23区、東京都、国の計画等と調和を図って」とあるが、収集、運搬、リサイクルの推進が各区、中間処理が清掃一組、最終処分が東京都（図1-1）、と役割が分断されている現状では、清掃事業に対する責任の所在が不明確であり、区民のごみ減量への意欲を削ぐ。「当分の間」ということで始まった共同処理そのものの改定が急務である。</p>
2	第1章 基本計画の改定について	<p>時代の変化の中で、計画期間の15年は予測が難しいのではないか。</p>
3		<p>計画改定の基本的考え方について</p> <p>「循環型ごみ処理システムの推進」にはごみの発生抑制が第一。そのためには、容器包装だけでなく、製品も廃棄するときに分別しやすいことが大切。企業に対して、廃棄するときに環境負荷のかからない、分別しやすい商品を作るような施策づくりを国へ提言することをお願いしたい。</p>
4	第3章 前基本計画の達成状況と課題	<p>前基本計画の達成状況について（p 9）</p> <p>「灰溶融処理施設の規模縮小」について、東日本大震災による電力逼迫とスラグの利用見通しを理由にしているが、そもそも灰溶融処理には技術的に問題があるとして、導入に区民が反対していたにも拘わらず、施設整備を断行したその反省が参考資料1の「検討会報告書」（p・63）で全く述べられていない。課題としている点は（4）東日本大震災の影響を除けば、各項目とも当初から危惧されていた。施策の失敗であり、多大な税金の無駄使いだった訳で「未達成」の一言で片づけず、清掃一組として区民が納得出来るような反省点をこの項で示す必要がある。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
5	第4章 本基本計画の	<p>安定稼働の確保について（P11）</p> <p>平成25年度は、清掃工場の故障による長期間の休炉では、焼却炉本体設備以外にボイラ設備や灰処理設備などの故障も多かった。毎年、多額の費用と日数をかけて定期点検や中間点検を実施しているにもかかわらず、こうも故障による休炉が多いのは、経年劣化による老朽化というだけでは納得がいかない。故障による長期間休炉にならないように、定期点検等で十分なチェックや補修ができていないということか。可能な限り、故障による長期間休炉をなくするための対応が必要におもう。＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>
6-1	目標と施策の 体系	<p>違法ごみ搬入防止策について</p> <p>一組では水銀含有ごみが搬入されているのに 排出元が未だに特定できず 排出者責任を問うことが出来ず、基本的問題解決が出来ぬまま 廃プラスチックの混焼以後 何年にもわたり 何回も清掃工場が止まっているので「中間報告」ではどう書かれているか調べました。すると「概要」3項の1で（3） 「不適正搬入防止対策」を行うと書いてあるだけです。大阪市では「全工場毎日抜き打ち的に事業系ごみの展開検査を実施し、違反搬入業者や排出先に厳しい指導を行っている」ことを示し、もっと具体的な施策が見える書き方にすべきであると（職員A、B）に申し上げました。ところが（職員A、B）は5月の回答では「取り組みの詳細については、現在、検討しているところです。」と回答するだけで、検討する際の基本方針は全く回答されませんでした。それで再度お尋ねすると10月には少し前進し、基本計画（原案）では次のようなことを書くつもりであるとの回答を頂きました。でもこれは具体的な施策ではなく 精神的原則論だけになっています。</p> <p>一つ目は『23区と連携した一斉搬入物検査を徹底して実施する』という回答です。</p> <p>23区と どのような手法で「連携」し、どのような「一斉検査」を、どのような施策で「徹底」するのかについて</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
6-2	第4章	<p>て より具体的な「連携」基本策を記述すべきです。二つ目は『悪質な不適正搬入者への指導を強化すると共に、不利益処分の実施など、条例、規則の整備について検討を行う』という回答です。これも「悪質性」の判定基準、指導主体は一組か、23区なのか、条例・規則のどの条項をどう改定するのかを明確化しないと 基本方針には値しません。基本方針とは進むべき基本的な方向を示すものだからです。</p> <p>このような具体的内容のない基本方針しか示さず、これまでには違法ごみの有効な搬入防止策を殆ど試みることなく、形だけの搬入指導を繰り返しているから 根本的問題解決に到らないのだと思います。現在の策では、なぜ実効性が上がらないのかを反省した上で、「展開検査頻度をあげていく」とかの有効な基本方針を書き込むべきだと思います。＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>
7	本基本計画の目標と施策の体系	<p>不適正搬入防止対策について（P12）</p> <p>23区と東京都と連携して「水銀含有ごみの処理施設への搬入防止対策を検討する」となっているが、清掃工場への搬入防止だけではなく、「水銀含有ごみ」は危険ごみとして別途回収する仕組みづくりなど、不燃ごみとしての受け入れも阻止可能な施策を検討してほしい。＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>
8		<p>計画的な施設整備の推進について（p・12）</p> <p>「ごみ処理施設の公平負担」という概念が全く欠落している。現行の整備計画では、清掃工場は一度建設地が決まったが最後、その地で建て替えが続けられるわけで、周辺住民は半永久的に被害を被ることになる。まず、中間処理施設の規模縮小をめざし、その上で「地域バランス」を考慮するならば、金銭による不公平の解消ではなく、施設の配置を根本的に見直し、必要があれば新たな建設地を確保するなどして、本基本計画の整備スケジュールに含まれる豊島工場（建て替え）、渋谷工場（延命化？）など、劣悪な環境にある施設は廃炉にすべきである。</p> <p>＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
9		<p>日本の人口は減少し、23区の人口も減少、ごみ量についても資源化の流れの中で減少傾向にあります。今後、ゴミの処分について、燃やすことではなく、資源化などを進めることで清掃工場の数を減らすことを基本に置いてほしい。＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>
10	<p>第4章 本基本計画の 目標と施策の 体系</p>	<p>施策の体系について 最終処分場の延命化はとても重要。焼却ごみをできるだけ減らすことは地球温暖化防止にもなるため、生ごみを焼却しないメタンガス化の取り組みの検討をしてほしい。 ＜1 効率的で安定した中間処理体制の確保＞</p>
11		<p>焼却灰の資源化について（P13） 最終処分場の延命化は重要なことだと思うが、「主灰のセメント原料化」への取り組みは慎重に検討してほしい。過去の、熔融処理技術検討委員会の議論の中では、清掃一組としてのふさわしい処理として、焼成、キルン、セメント原料化等は、熔融処理とは比較対象にもならないという扱いであった。もちろん、その当時は、熔融処理を存続させるための検討委員会だったので当然の成り行きだったのだろう。しかし、今になって、セメント原料化は、処理技術として確立しているので心配ないといわれても、様々な不安は残る。外部に処理を委託する場合、輸送による環境負荷、委託施設の環境面、安全な運営など、可能な限り環境負荷の低減となる施設を選んでほしい。 ＜4 最終処分場の延命化＞</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
12	第4章 本基本計画の 目標と施策の 体系	埋立地延命化の「主灰のセメント化」に不安。 溶融化によるスラグ製造中止は大賛成（電気エネルギー大量消費と、資材として安全性に疑問有り）だがセメント化も、主灰の安全性が確実に保障されないと不安です。 < 4 最終処分場の延命化 >
13	第5章	ごみ量の予測について（P15～） ごみ量予測も、実態に合わせて5年ごとに改定されるとはいえ、オリンピックを全く考慮しないのは心配だ。東京都が「ごみの出ないオリンピックを目指す」と言っているが、その施策が全くみえてこない。実際にその間は人口の流動も大きいであろうし、結局はごみの増加に拍車がかかるのではないかと懸念される。「ごみの出ないオリンピック」となるように、清掃一組、23区も何らかの対応が必要なのではないか。 また、23区の一般廃棄物処理基本計画に基づく施策も、ごみ減量効果も頭打ちというか、ごみ量は横ばい状態である。さらなるごみ減量は、よほど思い切った施策を打ち出さない限りは、ごみ発生原単位（g/人日）の維持も、現状のごみ量維持もたいへんなのではないかとおもう。
14	ごみ量予測	ごみ量予測については、算定の基準となる数字に疑問がもたれる、算定の根拠となるものをきちんと示してほしいし、人口減、循環型社会への変化なども考慮に入れてほしい。 現行のゴミ予測量は多いのではないかと。
15		本編5のごみ量予測、27年度・151万トン（持ち込みごみ128万トン）から41年度・148万トン（126万トン）との予測は15年間でわずか3万トン（2万トン）の減であり（清掃工場処理量は27年度271万トンから41年度270万トン）、23区のごみ減量努力をまったく顧みない計画値であり容認できない。

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
16	第5章	23区持ち込みごみ量推計における、GDPのび率25年度以降2%増の根拠を示してください。
17	ごみ量予測	「東京都清掃局の時から長年にわたり蓄積された原単位調査のデータ」にもとずいてごみ量推計がされてきたが、現計画では計画値と実績の乖離が10万トン、前々計画値との間にも相当な実績値との乖離が生まれた理由を、お示してください。その際はどの数値と、どの計算式が誤っていたのか。またもし「誤差」の範囲ということであれば、どの範囲が信頼に足る「誤差」の範囲と言えるのか示して下さい。そしてこの乖離が施設整備計画に影響があったのか、無かったのか理由をそえてお答えください。
18	第6章 施設整備計画	清掃工場の施設整備計画について（P18～） 清掃工場の建て替えに関しては、当然のごとく同じ場所での建替えと決めつけるのではなく、事前に運営協議会等での協議をしてほしい。また、23区での共同処理を続ける限り、清掃工場のある区もない区もあるのだから、その都度、清掃工場立地区や周辺住民の思いを共有できるように、23区各区にもしっかりと迷惑負担の重みを受け止めてもらいたい。＜1 清掃工場の施設整備計画＞
19		清掃工場の施設整備計画について（P18～） 今回の改定では、整備対象施設の焼却能力は現状と同じで、施設規模の見直はできないとなっているが、施設周辺住民の協力があってこそ円滑な施設運営が可能だと思うので、建替え時に規模の縮小を望む施設があれば、早め早めに協議が可能な体制づくりを検討してほしい。＜1 清掃工場の施設整備計画＞

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
20		<p>清掃工場の施設整備計画について（P18～）                      施設規模の極端なアンバランス解消は確実に実施してほしい。                      &lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>
21	第6章	<p>清掃工場の施設整備計画について（P18～）                      施設の安全性はなによりも重要だとおもう。そのための建替えだといわれても、すんなり受け入れがたくもあるが、長寿命化といわれても、それはそれでとても不安である。延命化工事で、ほんとうに40年も操業するのはとても心配である。環境省の「廃棄物処理施設長寿命化計画ガイドライン」に沿っての工事だとは思いますが、実際に、延命化で長期間操業している焼却工場の例なども調査してほしい。&lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>
22	施設整備計画	<p>清掃工場の施設整備計画について（P18～）                      参考期間について「平成40年代後半から50年代にかけて、延命化した工場が更新を迎える時期には、焼却能力・焼却余力が大きく低下する可能性があります。この時期にも安定したごみ処理を行うためには、施設運営面での焼却能力向上の取組に加え、今後のごみ量の推移を見ながら23区とともにごみ量削減について検討を進めていく必要があります。」とあるが、「焼却能力向上の取組」というのは焼却規模を大きくするという事なのか、また、「23区とともにごみ量削減について検討を進めていく」というのもうなずけない。たとえ、5年ごとの見直しとはいえ、先々、余力がなくなるのがわかっている、とりあえずは当面の計画のみ優先で、先のことは次の改定任せではごみの減量などの施策に即効薬はないのだから、いまから「23区とともにごみ量削減について検討を進めていく」を実行すべきなのではないか。先々、焼却余力がなくなり、「焼却能力向上の取組」や「ごみ量削減について検討」が必要とわかっている、それらを先送りするのは納得がいかない。&lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
23	第6章 施設整備計画	<p>清掃工場の施設整備計画について（P18～）</p> <p>23区の清掃工場では、年間100万トンの紙類が焼却されている。事業系持ち込みごみの清掃工場への搬入は、「新聞」「雑誌」「段ボール」「シュレッダーくず」までが堂々と受け入れ品目になっている。せめて、資源化可能な「紙類」を「焼却」から「資源」に誘導可能な施策を検討してほしい。23区は、事業系ごみの資源化ルートの拡充を、清掃一組は資源化物の清掃工場での受け入れ規制を、いまから、協働、連携して取り組むべきなのではないか。今回の一般廃棄物処理基本計画改定を契機に、23区の事業系ごみの実態調査と減量施策の検討に取り組んでほしい。</p> <p>&lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>
24		<p>余力についても、年末年始の期間が想定されているようだが、もう少し減らすことができるのではないか。</p> <p>&lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>
25		<p>清掃工場建て替えの場合は一番に延命化を考え、新しい一般廃棄物基本計画が策定される場合、まだ、建て替えに工事に入っていない場合は新しい基準に基づいて、再考も視野に入れてほしい。</p> <p>&lt; 1 清掃工場の施設整備計画 &gt;</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
26		<p>清掃工場建替え時には処理能力を低くし、ごみ減に即、対応出来るよう複数炉にしてほしい。</p> <p>① 江戸川区 300t×2 炉→250t×2 炉、北区 600t×2 炉→300t×2 炉など港区のように予備炉をもって炉の延命化をはかってほしい。</p> <p>② 港清掃工場の「1 炉予備炉」記載がない事が多くなった。＜1 清掃工場の施設整備計画＞</p>
27	第6章 施設整備計画	<p>清掃工場の施設整備計画について</p> <p>4のごみ量予測では年々減少としているのに、焼却工場を建て替える時には焼却炉の能力が変わらないのはおかしい。現状 600 t なら 500 t へ、300 t なら 200 t などと減らしていくのが当然だと思う。安定稼働に必要な焼却余力の確保とっては、焼却量は減らない。現に、港清掃工場では3 炉あるうちの1 炉は予備炉と住民と協定が結ばれていたが、他区の清掃工場の建て替えのための受け入れや災害廃棄物の受け入れなどで常時3 炉稼働になっている。本当に焼却量を減らしたいのなら、焼却能力を減らすことを強く要望する。</p> <p>＜1 清掃工場の施設整備計画＞</p>
28		<p>長寿命化計画について。ページ53の延命化想定条件</p> <p>LCC A～Cへの振り分けを目黒工場にあてはめた場合、目黒工場はどの判定になるのか、教えてください。</p> <p>＜1 清掃工場の施設整備計画＞</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
29	第6章 施設整備計画	<p>不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画について（P22）</p> <p>不燃ごみ処理残渣からの金属分除去（特に水銀）のための施設整備は、どの程度取り組みが進んでいるのか。水銀の確実な除去が可能になるまで、不燃ごみ処理残さ「その他ごみ」の全量焼却は実施しないでほしい。また、事業系持ち込みごみの廃プラスチック類（弁当がら等）の扱いは、どのように決着したのか。「その他ごみ」と「弁当がら」が焼却ごみとなったばあい、可燃ごみとして増える量は年間どの程度か。</p> <p>&lt; 2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画 &gt;</p>
30		<p>灰溶融処理施設の休止（P23）</p> <p>平成28年度以降、多摩川、葛飾を除く5施設を休止とする計画はとてもよい決断だったと思う。今後、休止を予定している施設も、スラグの利用状況をみながらだけではなく、設備の不具合が多発するような場合等は、計画の前倒し、2施設の存続も含めて見直しを検討してほしい。また、故障やトラブルの多い世田谷のガス化溶融炉も、なんらかの検証の必要性があるのではないか。</p> <p>&lt; 3 灰溶融処理施設の休止 &gt;</p>
31		<p>灰溶融処理施設の休止は評価します。</p> <p>&lt; 3 灰溶融処理施設の休止 &gt;</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
32	第6章 施設整備計画	<p>施設整備に伴う事業試算について（P24）</p> <p>計画期間中の施設整備費総額（試算）は2,144億円（年平均143億円）という気の遠くなるような試算であるが、循環型社会形成推進交付金制度を活用するとして、清掃工場の建て替え時は、すべての工場で高効率ごみ発電施設を目指すのか。また、長寿命化計画工事の交付金はどの程度見込んでいるのか。長寿命化計画も事業費の1/3の交付率となるのか。</p> <p>&lt; 4 施設整備に伴う事業費試算 &gt;</p>
33	第7章 最終処分場の延命化	<p>最終処分場の延命化（P25）</p> <p>「最終処分場の延命化のため、最終処分量の削減」は重要であるので、是非、目標達成のための施策を慎重かつ確実に実施してほしい。とはいえ、中間処理後の残渣を確実に削減したとしても、ごみ総量が増加すれば処分量も増えてしまう。本一般廃棄物処理基本計画の目標も「循環型ごみ処理システムの推進」ということであるが、そもそもの循環型社会形成推進法の定めるところの処理の優先順位、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分を、大前提とした取り組みとしてほしい。23区からの家庭系ごみ、事業系ごみの受け入れ総量が、確実に減少する仕組み作りに清掃一組も連携して取り組んでほしい。</p>
34		<p>最終処分場の延命化について</p> <p>主灰のセメント原料化はまだ実験段階だと思う。受け入れてくれる企業も受け入れ量も未知数。セメント原料化だけに頼るのではなく、様々な削減策を講じる必要がある。そのためにもごみの焼却量を極力減らすリデュース、リユース、リサイクルのさらなる推進を区民や企業に訴えていくことが大切。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
35	その他	<p>3. 施策の体系</p> <p>「2 環境負荷の低減」を主張し、(1) で環境保全対策を訴えているが、2 3区で廃プラを回収する施策が異なる区がある。分別回収して資源化して努力している区と、可燃ゴミとして回収してCO<sub>2</sub>を多く排出している、主張に反する施策を取っている区に対して、分別回収に取り組むよう求めるべきではないですか？</p>
36		<p>4. 最終処分場の延命化について</p> <p>最終処分場は限界があるわけであるから廃プラと生ゴミ、紙類も資源化の為に、各区に対して分別回収に取り組むよう要請すべきではないですか？</p>
37		<p>基本的にゴミ減量や収集については区の責任ではあるが、一組としても基本計画をつくる以上、ゴミ減量について区と協力して方向性を示すべきではないか。</p>
38		<p>分別・資源化に、より一層の取組をしてほしい。</p> <p>新清掃工場の排ガスなどの処理能力は向上しているかもしれないが、化学物質も更に新たな物質が作られ、燃焼され、有害な物質が環境を汚染するかもしれない。可燃ごみを極力出さない努力を区民に徹底させてほしい。</p> <p>①区によって分別方法が違うのは子どもの教育上、残念なこと。(港区でしっかり覚えた分別を大田区に越してプラが全部可燃ごみに)</p> <p>②埋立地の延命化が最重要課題なら生ごみを始め、環境保護のための資源化だということを強く訴え、更なる分別をすすめ、可燃ごみを最少にする努力を区民に徹底してほしい。</p> <p>③子どもにごみの教育をもっとしてほしい。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
39-1	その他	<p>区側と「調和」と言っているが 具体的対応が何も説明されていない。</p> <p>「中間報告」の基本的考え方の（6）項に「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改定する」（2頁）と書かれています。一方「概要」では、「国、都、23区の計画との調和を図り策定する」と「内容を把握したうえで改定する」が「調和を図り策定する」とあいまいにしています。「とことん」の資料では より曖昧になり、23区と一組および都は「提携」としか書かれていません。</p> <p>「中間報告」には「23区の計画の内容を充分把握して改定する」としているのに、（職員A、B）の質問への回答も とことん討論会での（職員C）の説明も 2回の説明会の意見交換会でも、23区の計画の内容を“充分把握”していなかった、出来なかった して来なかったが為に 私には以下のような はぐらかした お答えしか出来なかったのだらうと思います。</p> <p>私は「概要」の「調和」に基づき再度 （職員A、B）に質問させて頂きましたが、今回「中間報告」を読み、一組は23区民に この内容の説明に対して その責任を曖昧にする表現をしていることに気付きました。</p> <p>私は5回の学習会を経て、「基本計画」は廃掃法6条（一般廃棄物処理計画）に則り策定する必要があるのに、一組はこれに抵触する措置を取っている恐れが強いことを知りました。</p> <p>廃掃法6条に則ると「ごみ・し尿の収集・運搬を担う」23区は6条の2の一～四項に従い、「一般廃棄物の発生量及び処理の見込み」（一項）と、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」（二項）を策定する役割を担うこととなります。それで23区は一項にいう「基本計画」と二項にいう「減量計画」の2つの計画を策定していると理解しました。</p> <p>一方「ごみ・し尿の中間処理を担う」一組は、法第6条の五項「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」に則った基本計画を策定することとなります。即ち23区から持ち込まれたごみの中間処理計画を策定する役割を担うことになるので、一組の基本計画では「中間処理計画」に該当する第6章「清掃工場の施設整備計画」が最重要事</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
39-2	その他	<p>項に位置づけられ、(職員A、B、C)も強調しておられました。</p> <p>その際、施設規模を精度よく決める必要があるので、第5章では「ごみ量予測」をしています。この予測に基づく施設が適正規模になり基本方針(4)を満たすからだと思います。</p> <p>ところが廃掃法によると「ごみ量予測」は一組でなく23区の基本的役割であるから、一組がこの予測をする場合「23区の計画の内容を充分把握した」上で23区と必要十分な検討を行い区側の計画との「調和」を図る必要があると思います。ところが私は「中間報告」や(職員A、B、C)の説明では「調和」が図られていないのでは?という疑問を持ったので以下の2つの質問を(職員A、B)に再度しました。</p> <p>1) 一組と練馬区の一人あたりの排出量の食い違い</p> <p>私は練馬区の平成32年度の収集ごみ量が470g/人・日になっているのに対し、(職員C)は同年度のそれが609g/人・日となっていると言われたので、「調和」が取れていない疑いがあると思いました。それで(職員A、B)にこれに関する質問をしました。ところが(職員A、B)は、一組が609gにした根拠は答えになりましたが、練馬区の470gとの食い違いをどのように「調和」させた結果なのかについては全く答えになっていません。また他の22区が策定した32年度の値とも食い違っている恐れは充分あると思いますが、これらとどのように「調和」を図られたのかも答えになっていません。</p> <p>私の住む豊島区の18年度のごみ予測量は787g、40年度は436gですから、この間比例的に減らすとすると途中の32年度では564gになり、やはり609gよりも45g少なくなっています。2014年6月の減量目標を各区のHPから抜粋し、(個人名)が一覧にされブログに載せておられます。23区民は家庭ごみを中心ですが足元からの減量に向けての努力をしています。しかし、清掃一部事務組合は独自の処理計画の策定を進めています。今後はまず、各区とのごみ処理計画の調整が出来るような算定方法等の手法を検討し、それに基づいて作成すべきです。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
39-3	その他	<p>2) 23区と一組の役割分担</p> <p>23区は廃掃法6条により基本計画と減量計画を策定する際、排出量予測と減量予測をきちんとすることが求められます。ところが（職員A、B）は5月27日の回答では目標年度が各区によって違っていたり 予測精度に問題があるので、一組はこれらの値を使わず別に予測したと述べるだけで、この違いをどのように「調和」させたのか 全くお答えになっていませんでした。私は一組が「ごみ量予測」をされることは問題がないと思いますが、23区の「ごみ量予測」に問題があるからと言って「調和」を図らないのは、廃掃法6条に抵触することになり 23区の努力を無にすることになるので、廃掃法6条にいう役割分担を尊重して欲しいと思い以下の質問をしました。</p> <p>『23区と一組の役割分担に従い、23区は収集運搬に関する基本計画と減量計画を策定する。一組はこれを受けて、23区との食い違いや問題点の有無を検討し、各区に修正してもらった結果を受けて搬入基本計画を立てるのが正当な役割分担だと思います。中間報告はこの原則に基づいた基本計画になってないと思います。』と。</p> <p>それに対する（職員A、B）のお答えは 廃掃法では一部事務組合も市町村に含まれるので廃掃法第6条の一項に基づく基本計画（具体的にはごみ量予測）を策定してもよい。ただし「計画内容に齟齬が生じないように各事業主体との相互調整を行うこととされています。」との回答で、「各事業主体」（23区のことだと思います）との相互調整（調和を図ることだと思います）を行った経過や結果は全く答えておりません。単に『計画改定検討委員会には23区の清掃主管部・課長が委員として参画しています。』と言うだけで、私が尋ねた一組のごみ量予測値と23区が各々したはずの各区別のごみ量予測の食い違いの有無や その程度、その違いの「調和」方法には何も答えて頂いていません。結局 1) 項および2) 項の回答も、基本方針の6項「23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を充分把握した上で改定する」ことを怠った「中間報告」であることを示していると思います。最終報告では6項の精神を活かし、23区と充分話し合い ごみ量予測の食い違いを「調和」された基本計画にされることを強くお願いします。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
40-1	その他	<p>事業系ごみの各区別の搬入実態について</p> <p>中間報告では、23区に収集責任があるとされる事業系ごみの搬入実態については区別のデータ整理がなされず、全て都時代の整理のまま都全体のデータしか掲載されていません。</p> <p>私はこれでは23区毎の事業系ごみの実態は把握しがたく、減量計画も排出量予測も精度よく立てがたいと思ったので、(職員A、B)に「区別に整理できるように整理のし方は工夫していますか？」と尋ねました。</p> <p>ところが回答は「事業系の一廃の収集責任の全てが市町村にあるわけではない」とか「許可業者が継続して持ち込んでいるものについては 複数の区で収集したものを含むため、区別の正確な重量を把握することは出来ません。」という素っ気ない回答でした。</p> <p>市町村で構成される一部事務組合では、各市町村別に事業系ごみの収集許可を与えるなどの施策を実施することで一定の収集責任を果たし、各市町村別に整理された事業系ごみ量を把握しています。それで、事務組合側は、構成市町村とは別に将来予測をする必要は無く、その予測値の精度だけをチェックする役割を担うことになるわけです。構成市町村別に家庭系ごみ量と事業系ごみ量を精度よく予想することは、一定の収集責任を果たすだけでなく、一般市民及び事業者に対しても施設建設費と運営費を公平に分担していることを示す重要論拠にするための必須要件です。搬入ごみ量に比例させて分担金を負担することが主要原則になっているからです。</p> <p>ところが一組では結成以来14年も経つのに 未だにこの整理をしていないと言うのです。これでは23区が努力して事業系ごみの減量施策を立て 事業者にも努力させてもその成果を測定することは出来ないことは明らかです。しかし、一方で許可業者が複数の区で収集したものを持ち込む実態は 容易に改革できませんから、私は「区別に整理できるように整理のし方は工夫していますか？」と尋ね 一組がどんな工夫をして区の努力に応えるつもりなのかをお聞きしたかったのです。</p> <p>(職員A、B)のお答えのように23区は『大規模事業者については「再利用計画書制度」に基づき』再利用計画</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
40-2	その他	<p>書を区に提出させているはずですから、このデータを入手することにより、何もしない現在よりも精度のよい整理はできると思います。どこの区が努力しているか把握していませんが 「大規模事業者」の選別基準を厳しくし より小規模のビル等にも再利用計画書を出させていけば、把握していない区よりも精度よく予想ができると思います。また他市では許可業者が契約している事業者の名簿を出させ ごみ量や種類を把握しようとしています。恐らく都時代からこの名簿による許可業者の管理を行っていたと思いますが、このデータを利用することによっても 現在より精度が上がるデータを把握できると思います。このような努力をしないから、(職員A、B)は『事業系ごみについては経済活動と密接に関わっており、実際、持ち込みごみについては(中略)平成24年度以降は増加に転じています。』と他人事のような回答をするのだと思います。経済活動と密接に関わっている事業系ごみであっても、再利用を促し 可燃ごみを減量させるために「再利用計画書」を提出させているのですから、“増加に転じること”があるのなら一組として区別の量を把握できる体制を早急に作り、増加した区を把握し、今回の改定にあたっては減量や再利用に有効な支援策を策定するのが一組の役割だと思います。名古屋市では事業系ごみ中のプラスチックは廃掃法では産廃に該当するという定義を活用して 清掃施設へ受け入れないことで、増加を抑制していることなどはご存じのはずです。 また、再利用計画の中心になるのは紙ごみですから、これも正確に書かせる努力をすることにより 増加を抑制できることも当然ご存知だと思います。さらに 生ごみリサイクル法により、年間100t以上排出する事業者はリサイクルする義務を事実上課せられていますから、この実態を調べたり、23区と「調和」して有効な抑制策を立てることにより増加を抑制することが出来ることも十分にご存知だと思います。</p> <p>事業系ごみで多いのは「紙ごみ」、「プラスチック」、「生ごみ」であることもご存知の一組が、これらの実態を何も記述せず、単に「事業系ごみは経済活動と密接に関わっている」と言うだけで、これら三種類のごみの抑制策を基本計画に盛り込まないのは怠慢極まると思います。最終報告では、この抑制策について記述されることを強く要望します。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
41	その他	<p>パプコメ提出への思い</p> <p>脱焼却 脱埋め立て 脱塩素の運動を 30 年以上続け 23 区内の廃棄物関連の 各種の説明会 運動に参加し積極的に発言している真面目な多くの高齢女性達は、次世代社会の「いのち・健康・安心な幸せな暮らし」に対し憂えを覚え 一組の職員の方々に訴えます。</p> <p>各区の課長会 部長会 区長は中間処理を委託している一組の計画に対して各区の住民の環境保全 ごみ循環への日々の努力を尊重し 主体性と使命を主張する事を各区の区民は期待しています。現在の区議会議長からなる一組議会の無責任な現状は良く見て知っています。 各区の次世代に責任と使命を強く感じている区民 特に女性達は中間処理を一組の共同処理に際限なく一任し 責任体制不備のまま 中間処理を焼却に限定し 工場建設削減計画の将来見通しもないままの現状の前途を憂えています。特に事業系ごみに関しての関心を各区が強く持ち 資源ごみの焼却を禁止する方向の政治的決断の発議を誰がするのか、真剣に見守っています。</p> <p>区民の税金の使い道の政治的責任を 今こそ23区全体で自覚し真剣に取り組まねば、今後 少子高齢化による区予算の減収が見込まれる中 廃棄物の中間処理費、工場建設費、維持管理費に莫大な区民の拠出金が使われると 区民の暮らし・いのち 暮らしを守るための基本的財政が成り立たなくなるのです。 持ち込み料金の算定などからも税金の適正な使い方の検討を 区長はじめ各区の議員たちに積極的に啓発する役割を一組に期待しています。</p> <p>一組は各区の拠出金で運営されているのです。一組職員はそのお金から給料を貰い仕事をし 暮らしているのです。一組の仕事を 上からの他人目線ではなく、自区内処理の原則特別区制度改革の各区の民主的理念の原則を尊重し、後世に恥じない廃棄物処理計画を立てて下さい。特に焼却工場の削減に向け 紙ごみ・生ごみの焼却禁止に向けた転換への勇気ある職員のミッション パッション アクションを強く期待しています。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
42-1	その他	<p>23区と連携したごみ減量積極策が不可欠である                  （ごみ減量は23区全体で、清掃一組も共に考えねば）</p> <p>これまでは清掃工場は、煙突からの微小粒子状物質（PM2.5）などの有害物質や清掃車両の搬出入からくる排気ガスなど長期にわたって周辺住民の生活環境に大きな負担を与えてきました。建替えに臨んでは、他に清掃工場立地を求めることが困難なら、少しでも環境負荷軽減につながる清掃工場の縮小化やコンパクト化、リサイクルの推進などのごみ減量化は必須課題と言えましょう。</p> <p>2000年に東京都から23区に清掃事業が移管されたわけですが、23区のごみ処理の「収集・運搬、リサイクル」は23区が、「ごみの焼却処理」は清掃一組への委託と「役割分担」という名目で、実質的に分断されているのが現状です。ごみの焼却処理は清掃一組の下で23区が共に連携して行くと一元化するのに、リサイクルなどのごみの減量策では、例えば容器包装ごみのように、容器包装リサイクル法でリサイクルする区としない区が半々と異なり、一般廃棄物処理事業計画にしても、基準年や目標年などが各区ばらばらというのは大きな矛盾です。</p> <p>本気でごみを減らし、前述した環境保全の視点や持続可能な社会の実現を目指すには23区が一丸となってごみ減量化に向けて取り組み、清掃一組とも連携して考え、実行することが不可欠です。</p> <p>清掃一組の役割を焼却処理だけに絞るのではなく、再資源化を含めた中間処理とすべきです。</p> <p>（過大な施設は禍根を残す）</p> <p>今回の「一般廃棄物処理基本計画（原案）」（以後、「計画」と言う）には、清掃工場立地周辺住民への配慮が感じられません。また、基本計画の根幹ともいべき今後のごみ量予測が過大ではないかとの懸念があります。わが国は2020年をピークに人口減少社会へ突入します。あわせて、少子高齢化が進むなか、生産年齢人口（15～64歳）も減少に転じ、それは財政縮小に直結します。当然、ごみ量もこの人口減に応じて減っていくはずですが、しかしながらこの計画は、ごみ量とごみ処理量（ページ16-17）がほとんど減らないという推計値であり、疑問です。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
42-2	その他	<p>ごみ量の過大推計値に基づく清掃工場は、焼却能力からも過大施設になり、初期建設コストも増大します。大きな施設は、その分メンテナンス費用がかさみ、後年の負担も大きくなります。今、全国的に社会資本の長寿命化と老朽化対策が大きな課題になっています。これから作られる施設は、長寿命化を念頭に建設されるはずですが、その分、老朽化対策での長期修繕計画など後年度の負担が大きくなるので、人口減少を考慮に入れた無理のない財政計画が必要なのです。</p> <p>排出されたごみの全量処理が清掃一組の任務とはいえ、過大な施設は後の世代に大きな禍根を残すこととなります。徹底的なごみ減量対策を実行しつつ、最低限な焼却施設の維持をすることが必要なのです。従って、ごみをいかに減量するかということとごみ処理をどうするかは連動して考えることが不可欠なのです。</p> <p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）</p> <p>しかしながら、「清掃一組はごみの焼却処理が仕事」ということか、この計画にはごみ減量化に向けた言及がまったくといっていいほどありません。</p> <p>今後ますます23区は一丸となって、容器包装プラのリサイクルも含め、ごみ減量化に向けた対策をとることが必要です。ともすると、ごみ減量化とリサイクル推進を進める自治体は財政負担が多くなるという実態があります。この仕組みを改めて、例えば事業系の持ち込みごみも含めて、各区の人口に応じた減量化とリサイクル推進に成果をあげた区に何らかの財政優遇策が講じられるような財政誘導策の検討なども必要です。</p> <p>23区が一体となった事業系ごみと家庭ごみの減量化に向けた取り組みを進めることは、清掃工場のコンパクト化のみならず、最終処分場の延命化にもつながります。従って、この一般廃棄物処理基本計画は、ごみ減量化へ向けた積極策も含め、子や孫の世代、未来に向けた持続可能な社会と環境保全につながる内容に変える必要があると考えます。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
43-1	その他	<p>ごみ減量化に向けた積極策が必要                      （清掃工場立地周辺住民への理解と配慮が必要）</p> <p>これまで清掃工場は、煙突からの微小粒子状物質(PM2.5)や清掃車両の搬出入からくる排気ガスも含め長期にわたって周辺住民の環境へ大きな負担を与えてきました。他に清掃工場立地を求めることが困難なら、少しでも環境負荷軽減につながる清掃工場のコンパクト化、リサイクルの推進も含めごみ減量化は、必須課題です。そして、持続可能な社会の実現と環境保全の視点から23区が一丸となつてごみ減量化に向けた取り組みと同時にこの課題を社会化していく必要があります。</p> <p>（平成32年(2020年)をピークに人口減社会へ突入）</p> <p>ところが今回の「一般廃棄物処理基本計画(原案)（以後、「計画」と言う）は、清掃工場立地周辺住民へ配慮に欠けているだけでなく、根幹をなす将来のごみ量を過大に推計している疑義があります。平成32年(2020年)をピークに人口減少社会へ突入します。あわせて、少子高齢化が進む中、生産年齢人口（15～64歳）も減少に転じ、財政縮小に直結します。当然、ごみ量もこの人口減に応じて減っていきます。しかしながらこの計画は、ごみ量と処理量（ページ16-17）がほとんど減らない推計値をもとにしたものとなっており、このことは、決定的な課題を突き付けます。</p> <p>（過大な施設は禍根を残す）</p> <p>ごみ量の過大推計値に基づく清掃工場は、焼却能力からも過大施設になり、初期建設コストも増大します。大きな施設は、その分メンテナンス費用がかさみ、後年度負担も大きくなります。</p> <p>今、全国的に社会資本の長寿命化と老朽化対策が大きな課題となっています。これから作られる施設は、長寿命化を念頭に建設されると思いますが、その分、老朽化対策で長期修繕計画など後年度負担があり、人口減少も考慮に入れた無理のない財政計画が必要です。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
43-2	その他	<p>（ごみ減量化に向けた積極策が必要）</p> <p>この計画にごみ減量化へ向けた積極策がありません。23区が一丸となって、廃プラスチックのリサイクル化も含めごみ減量化に向けた対策が必要です。とりわけ、ごみ減量化とリサイクル推進を進める自治体の財政負担が多くなる実情があります。この仕組みを改め、例えば事業系の持ち込みも含め、各区の人口に応じた減量化とリサイクル推進に成果をあげた自治体へ何らかの財政優遇策が講じられるような財政誘導策の検討が必要です。</p> <p>今後、23区が一体となった事業系ごみと家庭ごみの減量化へ向けた取り組みを進めることは、清掃工場のコンパクト化のみならず、最終処分場の延命化にもつながります。したがってこの計画は、ごみ減量化へ向けた積極策も含め、子と孫の世代、未来に向けた持続可能な社会と環境保全に資するものにすべきです。</p>
44		<p>「ごみの発生抑制」取組の強化をしてほしい。</p> <p>「一般廃棄物処理基本計画 原案の概要」の「1 計画改定の基本的考え方」はすべて出てきたごみについての考え方であり、「ごみになる物は作らない」考えを生産者側に徹底してほしい。</p> <p>①容り法で始まったマークが各種の物に付くようになり資源化の分別がし易くなった。</p> <p>②電気製品等の梱包が更に工夫された。（シュレッダーごみを梱包に使うなどもある）</p> <p>③景気上昇と同時にごみが増えるようでは昔と何も変わらないことになってしまう。</p>

一般廃棄物処理基本計画（原案）パブリックコメントにお寄せいただいた御意見（章別）

No.	項目	御意見の内容
45	その他	<p>原案の作成について</p> <p>全 69 ページの原案作成について、改定検討委員会及びワーキンググループの委員がどのような発言をし、だれが責任をもって文書化したのか、その詳細を議事録も含めて参考資料として公表してほしい。</p> <p>23 区の担当者が原案にある内容を、各区の「一般廃棄物処理基本計画」に応じて提案したのか、それとも清掃一組の作成した文書の説明を受け、承諾しただけなのかという経緯は、「基本計画の性格について（p・2）」で述べたように、だれが東京都 23 区の清掃事業に責任をもつのかという共同処理の問題点を示し、今後のあり方の参考となるだろう。</p>
46		<p>ごみは目の届く範囲で処理する「自区内処理」の考え方が基本だと思う。黒いごみの袋から炭カル入りへ、そして現在のプラに、と区の「ごみの出し方」をきちんと守る区民が増えてきていると思う。子どもの教育に力を入れれば将来もっとより良い方法が出てきたときにも対応できると思う。</p>
47		<p>その他、不安なこと。</p> <p>①飛灰の処理、保管について</p> <p>②持ち込みごみの中に有害な物質（水銀など）が入ってしまうこと。</p>